

【報告の概要】

◆専決内容の主旨・目的

国民健康保険に係る被保険者間の保険税負担の公平性の確保、中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日までに公布予定であることから、本条例の一部改正を専決処分により行うもの。

◆専決内容の概要

①課税限度額の見直し

国民健康保険税構成要素	課税限度額		増減
	改正前	改正後	
医療分基礎課税額	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円	+2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合計	106万円	109万円	

②低所得者に係る保険税軽減の拡充

<改正前>	軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+29.5万円×（被保険者数※）
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+54.5万円×（被保険者数※）
↓	
<改正後>	軽減判定所得（軽減の対象となる所得の基準）〔以下〕
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+30.5万円×（被保険者数）
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）+56万円×（被保険者数）

◆施行日

令和7年4月1日

【政策等の背景・報告までの経過】

- 令和6年12月27日 令和7年度税制改正の大綱 閣議決定
- 令和7年1月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問
- 令和7年2月 宮津市国民健康保険運営協議会から市長に答申
- 令和7年3月末 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令 公布予定

【市民参加の状況】

- 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

<参考>

- 課税限度額の見直しに伴う影響 24世帯：約58万円増加
- 低所得者軽減の拡充に伴う影響 12世帯：約60万円減少

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

添付資料

・地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

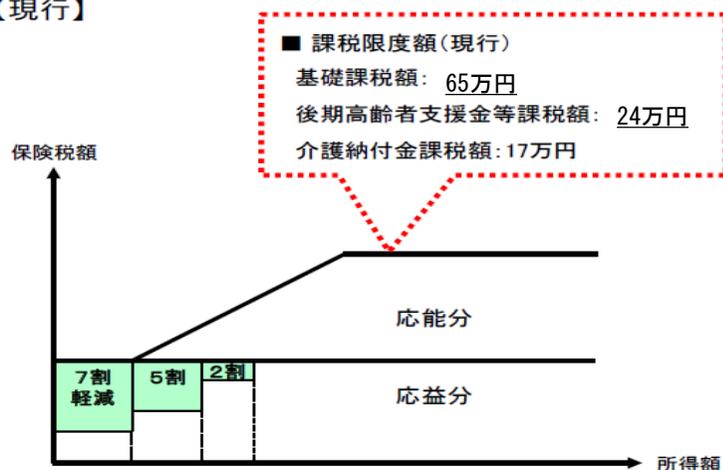
地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

■改正内容

- I 国民健康保険税の課税限度額について、次のとおりとする。
- ①基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に引き上げる。
 - ②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
- ①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
 - ②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

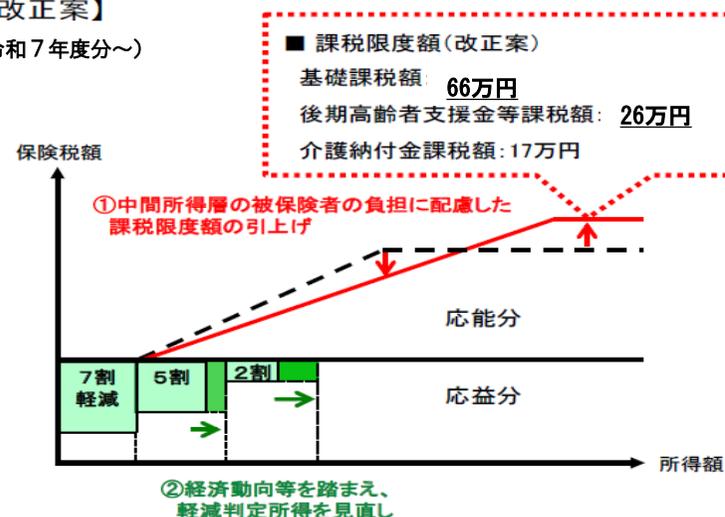
令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について、①課税限度額の引上げ及び②5割軽減・2割軽減の基準額見直しを行う。

【現行】



【改正案】

（令和7年度分～）



■ 軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
 ＋29.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
 ＋54.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

■ 軽減判定所得（改正案）

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
 ＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額

＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
 ＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）